

平成27年度保稅事務研修配付資料②

NACCS汎用申請について (保稅地域 各種届出)

監視部 保稅許可部門

目次

1. 汎用申請とは・・・・・・・・・・1
2. 汎用申請が可能な手続き一覧・・・・2～3
3. 汎用申請業務処理の流れ・・・・4
4. NACCS操作要領・・・・・・・・5～11
5. 留意事項・・・・・・・・12



1. 汎用申請とは

汎用申請とは、業務コード(HYS)を利用し、申請様式や関係資料を添付して送信することで税関手続を行う業務です。

汎用申請業務で届出申請することにより、
○税関へ書類を持参する手間が省けます。
○申請書への押印、署名を省略することができます。



2. 汎用申請が可能な手続き一覧

汎用申請により保税地域関係の手続きができる業務は以下のとおりです。(NACCS掲示板より抜粋)

(1)

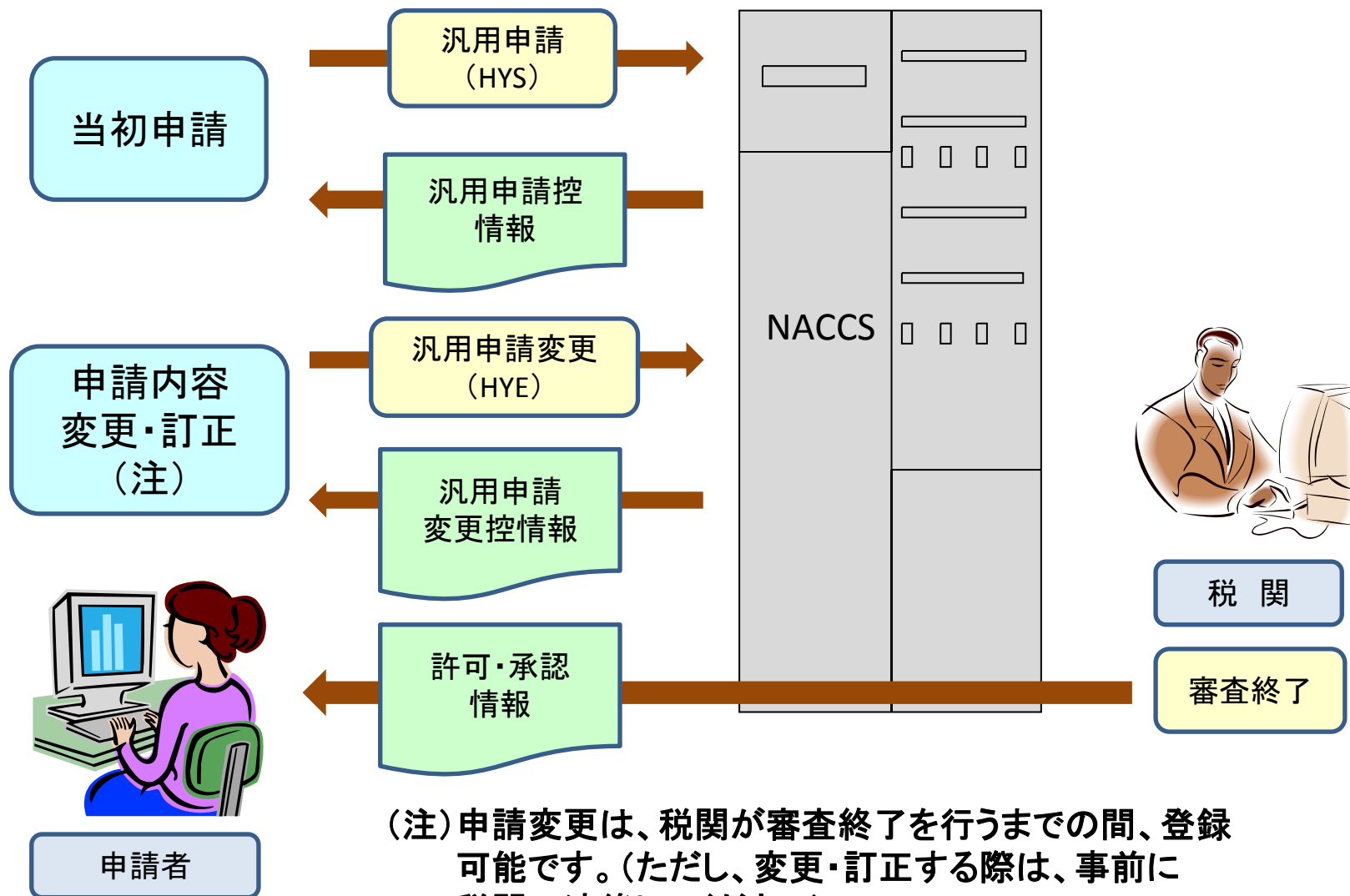
申請手続種別コード	汎用申請手続名称	根拠法令(関税法)	申請様式
H01	保税地域収容能力等 変更届出(保税蔵置場)	法第44条第1項 令第37条 基44-2	C-3160
H02	保税地域収容能力等 変更届出(保税工場)	法第61条の4(法44条第1項を準用) 令第50条の2(令第37条を準用) 基61の4-9(基44-2を準用)	C-3160
H03	保税地域収容能力等 変更届出(保税展示場)	法第62条の7(法44条第1項を準用) 令第51条の8(令第37条を準用) 基62の7-3(基44-2を準用)	C-3160
H04	保税地域収容能力等 変更届出(総合保税地域)	法第62条の15(法44条第1項を準用) 令第51条の15(令第37条を準用) 基62の15-1(基44-2を準用)	C-3160
H05	保税地域休廃業届出(保税蔵置場)	法第46条 令第39条第1項 基46-2	C-3180
H06	保税地域休廃業届出(保税工場)	法第61条の4(法46条を準用) 令第50条の2(令第39条第1項を準用) 基61の4-9(基46-2を準用)	C-3180
H07	保税地域休廃業届出(保税展示場)	法第62条の7(法46条を準用) 令第51条の8(令第39条第1項を準用) 基62の7-3(基46-2を準用)	C-3180
H08	保税地域休廃業届出(総合保税地域)	法第62条の15(法46条を準用) 令第51条の15(令第39条第1項を準用) 基62の15-1(基46-2を準用)	C-3180
H09	保税地域業務再開届出(保税蔵置場)	令第39条第2項 基46-2	C-3190
H10	保税地域業務再開届出(保税工場)	令第50条の2(令第39条第2項を準用) 基61の4-9(基46-2を準用)	C-3190

申請手続種別 コード	汎用申請手続名称	根拠法令(関税法は名称略)	申請様式
H46	外国貨物廃棄届出	法第34条 令第29条 基34-1(2)	C-3080
H54	保税地域許可期間更新申請 (保税蔵置場)(注1)	法第42条第2項 令第36条第1項 基42-12(1)	C-3140
H55	保税地域許可期間更新申請 (保税工場)(注1)	法第61条の4(法第42条第2項を準用) 令第50条の2(令第36条第1項を準用) 基61の4-9(基42-12(1)を準用)	C-3140
H56	保税地域許可期間更新申請 (総合保税地域)(注1)	法第62条の15(法第42条第2項を準用) 令第51条の15(令第36条第1項を準用) 基62の8-10(1)	C-3520
H57	保税地域蔵置貨物種類変更届(注2)	令第35条第3項 令第50条の2(令第35条第3項を準用) 令第51条の15(令第35条第3項を準用) 基42-11(1) 基56-14(1) 基62の8-7(1)	適宜様式
H62	保税作業終了届	法第58条 定率法第19条の2第5項(法第58条を準用) 令第45条第2項 基58-2	C-3260
H75	外国貨物加工製造報告	法第61条の2第2項 法第62条の15(法第61条の2第2項を準用) 基61の2-4 基62の15-1(基61の2-4を準用)	C-3310
H76	総量管理適用工場における外国貨物加工、 製造等報告	令第49条の2第1項 基61の2-7(6)ハ	C-3312
H77	保税作業種類変更届(注2)	令第50条の2(令第35条第3項を準用) 基56-14(1)	適宜様式
H99	NACCS登録情報変更願(保税)	—	変更願

(注1) H54～H56(保税地域許可期間更新申請)については、税関から返信する際、通信欄の文字数に限りがあり、許可更新に関する内容を全て入力できないため、従来どおり、紙による申請、交付となります。

(注2) H57(保税地域蔵置貨物種類変更届)、H77(保税作業種類変更届)については、申請官署制限により、申請先は本関のみとなっていますので、本関地区以外の官署は従来どおり、紙による届出となります。

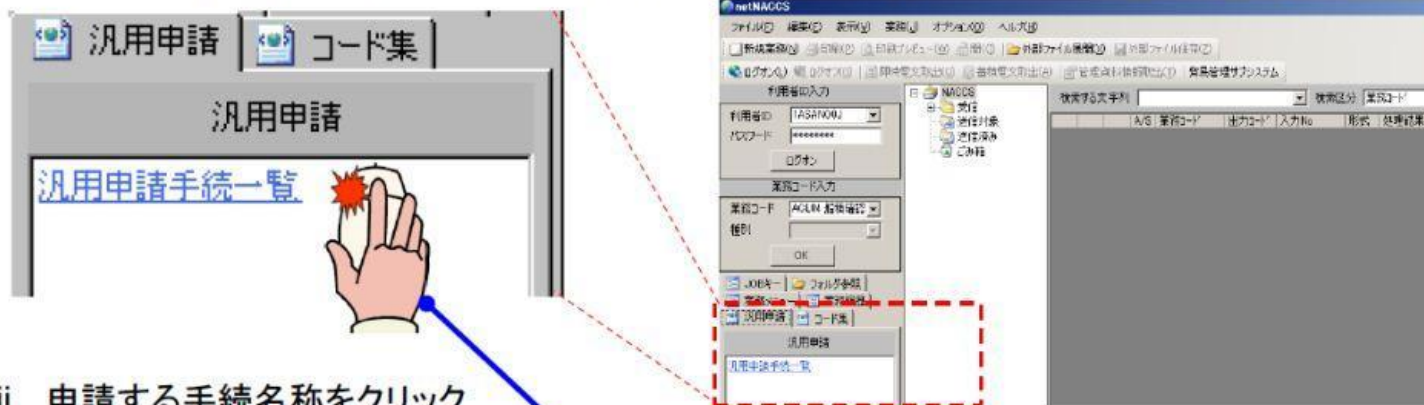
3. 汎用申請業務処理の流れ



(注) 申請変更は、税関が審査終了を行うまでの間、登録可能です。(ただし、変更・訂正する際は、事前に税関へ連絡してください)

4. NACCS操作要領 (NACCS業務説明会資料より抜粋)

- ① 汎用申請業務を行う手順にかかる税関様式を確認します。
 - i 「汎用申請」タブをクリックすることにより、NACCS掲示板 汎用申請関係が表示されます。



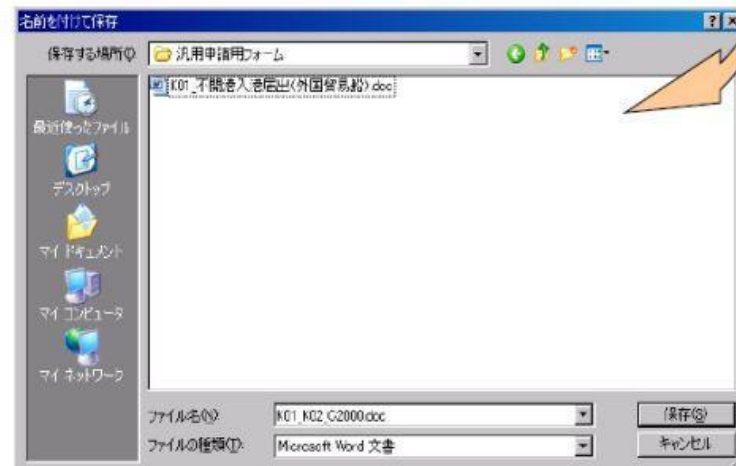
- ii 申請する手順名称をクリックすると、NACCS掲示板の業務コード集 汎用申請関係 画面に展開します。



② 税関様式を保存します。

① 申請する手続の申請様式番号をクリックし、「保存」を選択すると【名前を付けて保存】ダイアログが展開します。

汎用申請手続一覧				
申請手続 種別コード	汎用申請手続名称	Cupesコード (参考)	根拠法令	申請様式
K01	不蘭港入港届出 (外国貿易船)	K0010	関税法(昭和29年法律第 61号。以下「関法」とい う。)第20条第2項	
			関税法施行令(昭和29年 政令第150号。以下「関 令」という。)第18条第 2項	K01-C2000 (30.5KBytes)
			関税法基本通達(昭和47 年3月1日農商第100号。 以下「関基」という。)20-7(1)	
K02	不蘭港入港届出 (特殊船舶)	K0010	関法第20条の2第3項	
			関令第18条の2第6項	K02-C2000 (30.5KBytes)
			関基20の2-1(関基15の3 -1を準用)	



ii 適宜、保存場所を指定して保存します。

③ 税関様式に必要な事項を入力し「上書き保存」します。

The image shows a Microsoft Word window titled 'K01_K02_C2000.doc'. The main content is a customs declaration form titled '入出口港届 GENERAL DECLARATION'. The form is divided into several sections with numbered fields:

入		到着	出発
		Arrival	Departure
1. 船舶の名称、種類及び番号等 (Name, Type and Call Sign of ship)	2. 到着港 / 出発港 (Port of arrival / departure)	3. 到着日時 / 出発日時 (Date-time of arrival / departure)	
4. 船舶の国籍 (Nationality of ship)	5. 船長の氏名 (Name of Master)	6. 前寄港地 / 次寄港地 (Port arrived from / Port of destination)	
7. 船種、登録年月日及び船舶番号 (Certificate of fitness, Port, Date, Number)	8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 (Name and address of ship's agent)	9. 総トン数 (Gross tonnage)	10. 積トン数 (Net tonnage)
11. 港における船舶の位置(停泊地) (Position of the ship in the port, berth or station)			

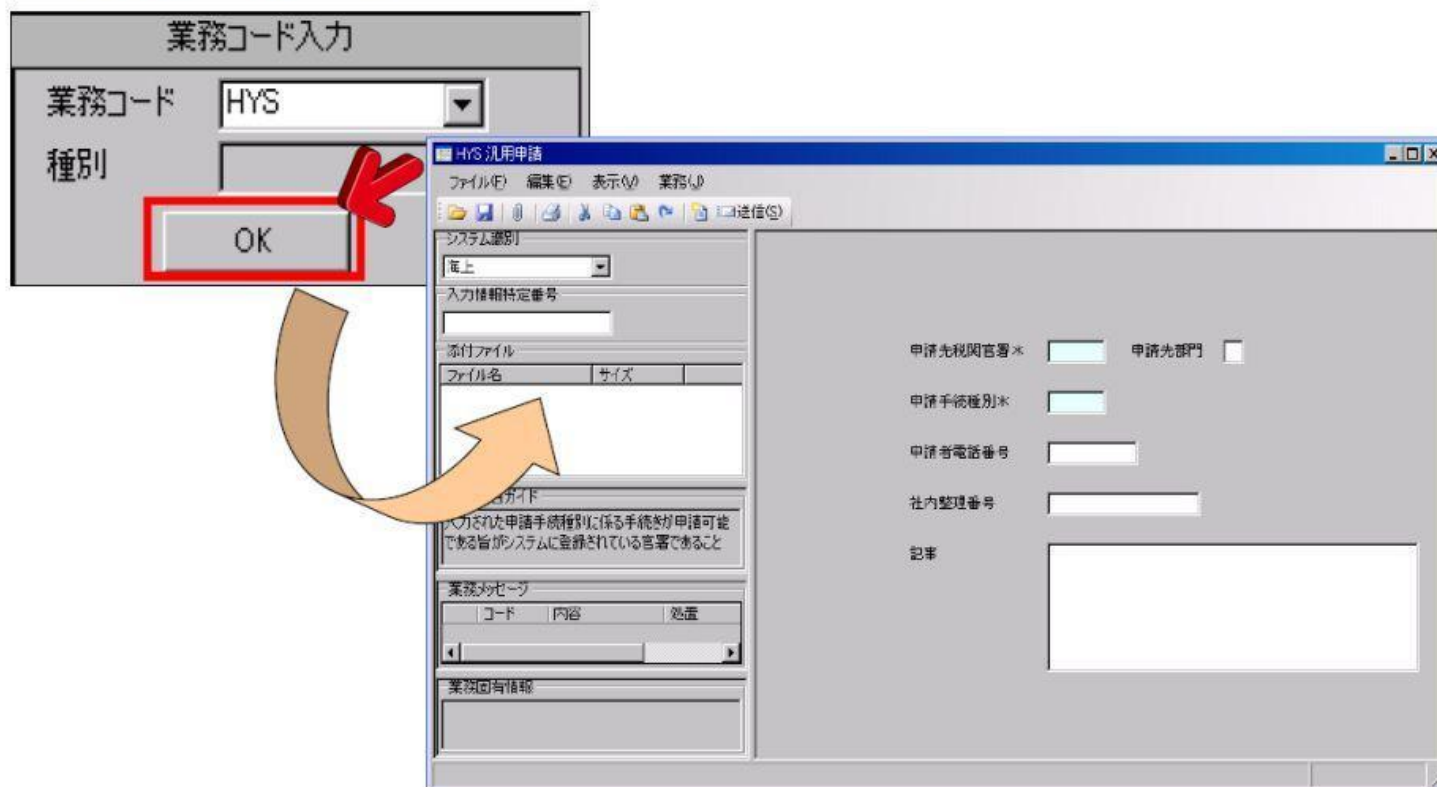
Below the form, there is a text box with the following text:

保存したファイルを開くとWord又はExcel形式で税関様式が展開しますので、必要箇所を入力したうえで上書き保存します。

On the right side, a file menu is open, showing the '上書き保存' (Save Over) option highlighted in yellow. A hand icon is pointing to the 'Save Over' icon.

④ 汎用申請業務を実施します。

- i 汎用申請に係る業務コード「HYS」を入力の上、「OK」ボタンをクリックすると、汎用申請業務の入力画面が展開します。



ii 展開した業務画面に必要項目を入力します。

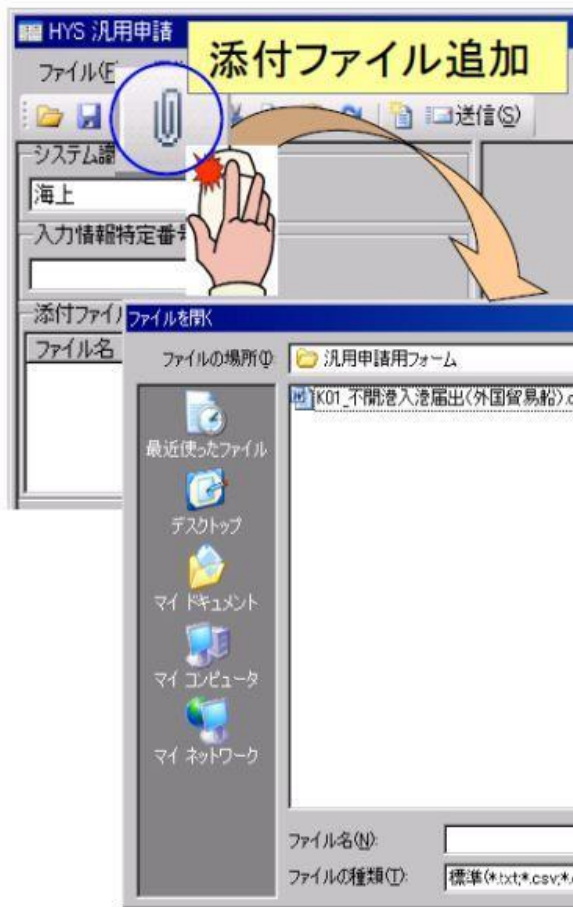
申請先税関官署*	1A	申請先部門	
申請手続種別*	K01		
申請者電話番号	0300000000		
社内整理番号			
記事	担当：奈久須		

※申請先税関官署は官署コードです。
間違いのないように入力してください。
(NACCS掲示板の業務コード集⇒汎用申請関係⇒申請先一覧で確認できます)
※申請先部門は入力不要です。

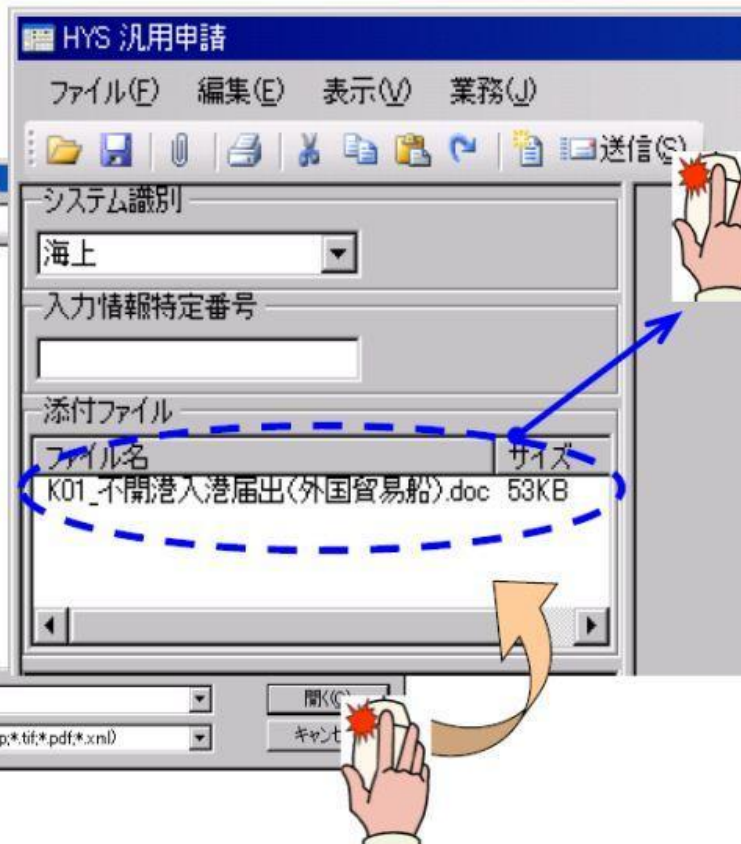
汎用申請手続一覧にある申請手続種別コードを入力します。
【入力例】
不開港入港届出(外国貿易船):K01

事務取扱要領を参照し、申請に関する必要事項を入力します。

iii 「添付ファイル追加」ボタンをクリックすると【ファイルを開く】ダイアログが展開されますので、申請する手続きファイルを選択のうえ「開く」ボタンをクリックします。



iv 「添付ファイル」欄に添付したファイル名が標記されたことを確認の上、「送信」ボタンをクリックします。



v 業務が正常終了した場合、汎用申請控情報が出力されます。

汎用申請控情報	
汎用申請受理番号	S100107370
申請手続種別	K01
税関手続名称	不開港入港届出 (外国貿易船)
申請先税関官署	1A 申請先部門 00
申請年月日	2012/03/02
申請者名	HANYO-A7 (TEST)
申請者住所	TOKYO TO MINATO KU
申請者電話番号	0300000000
社内整理番号	
記事	担当：奈久須



「帳票取出業務連動」の設定をしていない場合は、「即時電文取出」を行います。

5. 留意事項

1. 添付書類について

○申請の際に添付する電子ファイルの容量は1業務につき、合計3MB以下です。
(500KB×6ファイル、300KB×10ファイル等での組み合わせが可能ですが、
1ファイルで3MB以上となる時は、ファイルを分割してください。)
また、合計3MB以上の場合は、超える分のファイルを別途、情報伝達業務
(MSB)を利用して送信してください。

※情報伝達業務については、NACCS掲示板「業務講習会資料」内にありますので、ご参考にしてください)

○添付が可能な電子ファイルの形式は以下のとおりです。
txt、csv、doc、xls、jpg、bmp、tif、pdf、xml、jet、docx、xlsx

2. 書類の保存について

○汎用申請において配信される、汎用申請控情報、汎用申請変更控情報、許可承認情報及び申請の際添付したファイル(申請・届出書、添付資料等)については、別途、紙による保存をお願いします。

申請に関するご質問等がありましたら、NACCSセンター
は最寄りの税関までご相談ください。

